

高橋虫麻呂

—その閲歴及び作品の製作年次について—

井村哲夫

(「高橋虫麻呂と常陸風土記」『万葉集考説』)

という御発言もある。

万葉集作家高橋連虫麻呂の閲歴、従つてまたその作品の製作年次については、その万葉集に収載せられた作品の題詞や内容その他から、出来るだけ挙証的・蓋然的に推定する他ない。そうして現在、ある程度の想像説が行われている。

先ず、虫麻呂が養老三年前後、常陸國守藤原宇合の下僚として常陸国に在住していたのであらう、という推定が有る。

代匠記精撰本に、卷九・一七五三番「検税使大伴卿登筑波山時歌」につけて

推量スルニ養老年中藤原宇合卿常陸守ナリシ時ノ事ニテ、虫丸ハ椽介等ノ属官ニテ、旅人ノ検税使ナルニツキテ筑波山ニ登レル歟

と想像して居り、これは今や通説となつてゐる。現代の虫麻呂論では、久松潛一博士の

恐らくは宇合は虫麻呂の歌才を愛するの余り、常陸へ赴任するに際して、虫麻呂を部下として伴つたのであらうか。……或は常陸國守時代に部下に歌のすぐれた虫麻呂を見出し、それ以後親しくして居つたと見る方がよいかも知れぬ。

と言われているような点があるのである。

ところで、これだけの理由から、虫麻呂が常陸守藤原宇合の下僚としてあつた、と推定するのは困難であろう。よしんば、宇合との間に役職上の上下関係が一度も無かつたとしても、一方は名にい負責文人政治家宇合卿であり、他方は人に知られた(いであろう)力量ある詩人虫麻呂である。万葉人の文学サロンがそんなに広いものである筈もない。もしも両者に多少の面識でも有れば、宇合卿が西

右のようないい想像の根拠として、卷六・九七一一番「四年壬申藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連虫麻呂作歌」により、虫麻呂が當時藤原宇合とかなり親密な間柄にあつた事も想像される。
(次田潤氏「高橋虫麻呂」)
(春陽堂「万葉集講座」)

ということ、さらに虫麻呂の作品には

宇合の任国であった常陸を始めとして、上総・下総・武藏の地名や地方伝説を詠んだものが、かなり多い事が目立つのである。

(同)

海道節度使を拝命し、天皇から酒を賜い、歌を賜うというような晴れがましい時に、壯行の歌を贈呈することが、詩人虫麻呂の出しがた行為であったとも思われない。「好去好來歌」あるによつて山上憶良が丹治比真人広成との間にいつか役職上の上下関係があつたと見るわけにゆかぬと同様である。

もしまだ、宇合と虫麻呂との間の、歌を贈り、贈られるという関係を、単なる文人相互の交情と限らず、なんらかの役職上の上下関係のあつた結果とする考え方を固執するにしても、たとえば、神龜三年十月以後数年にわたつて知造難波宮事に任せられた宇合卿の配下として虫麻呂も難波宮修造の仕事に携わっていたものかとの想像説も出されて居るのであるが（次田潤氏）^{〔前掲論文〕}、もしそうだとすると、そのような時期に生じた親しい関係と考えることだって出来ないではない。一方で、

既に宇合の前任者石川朝臣難波麻呂と共に下つたことも考えらる（和銅七年）。……（中略）……これによれば彼と宇合卿との関係は、常陸に於て「すれちがい」になり、宇合の難波に行つて後に、上下の差はあるても、交友関係が結ばれたことになる。しかし他の面から考へると、常陸國守の交替期間は約四年半、その間の重複執政期間を考察に入れる（或はそのまま逢会していたことにもなるであろう）。

という小島憲之博士の御一案もあり得るのであって、通説がこれに反論し得るだけの論拠を持つてゐるわけでもない。

〔高橋虫麻呂〕学燈社〔国文学〕第三卷第一号

結局、虫麻呂が宇合の配下として常陸國に在住してゐたということが確証するものはないのである。ただ、「檢稅使大伴卿登筑波山時歌」（九・一七五三一四）などがあるによつて、彼が地方官として或る時期に常陸國に在住してゐたということは確かである。

ところでその「檢稅使大伴卿云々」の歌の「作者及作意」に於て土屋文明氏私注に、代匠記の前述の推定を引き、一理あるものであるが、前の数首は天平中の作と推定されるので、此の作を年次に拘はらず此所に載せたと見るには無理がある様に思はれる。

と述べ、また

交替式に天平六年檢稅使のことが見え、天平九年長門國正稅帳にも天平七年檢稅使のことが見えるので、其の天平六七年頃のこととすれば、此の歌の年代としては無理がなく見える。天平七年とすれば大伴卿は參議大伴道足とならう。……（中略）……虫麿が養老の國守宇合に同行したことが、判然するまでは、歌の順序の方を主として、多少の疑は存しても檢稅使大伴卿を道足と見るのも一案であらう。

という注目すべき御提案がある。

なるほど一方に、此の巻の歌の年代順の排列が乱れているとして、作品の排列順より製作年次を推定することに余り期待をかけない考え方もある。と言うより、それが通説を成り立たせている消極的な根拠のひとつでもあるわけである。

しかしながら、私は次のことに注意したい。巻九の編纂者が、此の巻を編纂するに当つて用いた資料に、柿本人麻呂歌集・笠金村集

・田辺福麻呂集・高橋虫麻呂集などがあつたのであるが、編者は自分の編集意識に従つて、それらの歌集資料を適宜に分解寸断はしたようであるが、その際、それら資料の何首かを一群として採録したものは、その歌の排列等の形態を著しく変改しては居ないであろうということである。「大部の歌群を其のままの形にて原本より切取る事、卷九の編者の辭云々」また「卷九程、原本を忠実に記せしむる事は無し。」とは森本治吉博士が詳しく説かれているところである（『万葉集第九卷考』『国語』）。用字法の面でも、小島憲之博士が「卷九の撰者が少くとも歌集群の用字はそのまま尊重したものと思われる。虫麻呂のものもそのままそれ自身にあつたものを表記したものであらう。」（前掲論文）と言われている。卷九編者の、原本形態尊重の意識は、我々も勘定に入れなければなるまいと思われる所以である。

さて、今、卷九に虫麻呂集の作品が採録されている様子を見ると次のようにある。（Aの)(イ)(ウ)(ツ)は筆者の考察上の便宜による区分である。）

A
(雜歌)

(八)	(九)	(十)
③ ② ①	③ ② ①	③ ② ①
一七四 一七五 一七六	一七四 一七五 一七六	一七三 一七四 一七五
詠上総末珠名娘子 詠水江浦島子	見武藏小崎沼鳴作歌 那賀郡曝井歌	見河内大橋独去娘子歌
手綱浜歌	同右	難波經宿明日還來之時歌
春三月諸卿大夫等下難波時歌		
難波經宿明日還來之時歌		

うである。

右の様子を見ると、なるほど常陸での作と見るべきものや、大和での作と見えるものが前後していく、排列が乱れているかに思われるのも無理はない。しかし子細に見ると、そうとは言い切れないよ

詠勝鹿真間娘子歌
見菟原処女墓歌

B
(相聞)
一六〇一
鹿島郡荔野橋別大伴卿歌

檢稅使大伴卿登筑波山時歌
詠霍公鳥
登筑波山歌
登筑波嶺為嫋歌会日作歌

先ず、ABCの三大グループは、巻九の雑歌・相聞・挽歌の三大部立による分離であり、従つてABCの順序は考慮の外である。そこで、最も歌数の多いAグループの(1)に注目しよう。

Aの作品を題詞や内容から見ると、その(1)（春三月諸卿大夫等）は春三月の作で、(2)も同時の作である。(3)（難波經宿明日還来）はその「明日還来之時」の作であるから当然(1)(2)の後の製作であつて、(1)～(3)の間に製作時日の時間的な前後の乱れはない。

から秋にかけての季節の作なるべく、③（登筑波山）は「尾花散る

しづくの田るに 雁がねも寒く來鳴きぬ

新治の鳥羽の淡海も 秋

風に白浪立ちぬ」とあって秋の作。④（為嬪歌会日）は筑波嶺の嬪

歌会の日の歌であるから「春花開時、秋葉黃節」（常陸風土記筑波

郡条）の候で、春秋のいずれかであるが、反歌に「しぐれ零り濡

れとほるとも」とあって、これは秋の作と決る。そうすると、A(二)

の①～④の間にも製作の時間的順序に乱れはないと見て良さそうで
ある。筑波山に登るという点で共通な三首にはさまれて、鳥の生態
を歌う歌が置かれているところなど、製作の時間的順序に従つた排
列であるとの感じを強めさせるものもある。

ところで、(ハ)群作品と(ニ)群作品との間には、卷九編者があえて編
纂資料たる虫麻呂集の排列順を乱してまで——あるいはまた虫麻呂
自身が、製作の時間的順序を度外視してまで——分類し排列したと
考えるべきような、主題的・素材的等の著しい相違はない
のである。とすると、(ニ)群の作品は(ハ)群の作品の後に排列されてい
ることからして、製作の時間的順序も(ハ)(ニ)の順序であると見て良か
ろう。

これまでで言えることは、A(一)から(ニ)に至る七首の排列順を製
作の時間的順序を示しているものと見ることに、何の無理もないと
いうことである。(ニ)群の作品は常陸在任中の製作と見るべきもので
あるから、(ハ)群の作品は常陸赴任以前の作品と考えて良いことにな
らう。

ここで一つの疑問が生じるであろう。A(一)の三首は、それぞれ武
藏国・常陸国の風土的素材を詠じ、A(一)の①は上総国の伝説を詠じ、
これらがもしも虫麻呂の常陸国在任中の作品だとすると、(ハ)群の前

に置かれているのはおかしいではないか。

しかし、これらA(一)①・(ニ)①②③の歌は、虫麻呂の常陸國在任中
の製作であると仮定することがすでに疑わしい。A(ニ)①や、Bの歌
のように題詞・内容等から判然とするものでもない。常陸
國一國の風土的素材にとどまつていなることも思わなければなるま
い。虫麻呂には他にも「詠不尽山歌」（駿河）「詠勝鹿真間処女歌」
（下総）などがあることも思い合わせよう。むしろこれらは、赤人
の羈旅歌の場合のように、あるいは黒人の場合のように、旅途にあ
る京人の眼に触れ耳に入つたものを詠じた歌と見たい作品なのであ
る。

そこで私は、次のような推測を加えることによって、その排列順
を説明できると思う。

虫麻呂は常陸赴任よりも以前に、すでに一度、公の使か何かで、
常陸その他の東海道諸国を巡回する旅をしたことがあるのではないか
だろうか。

このような推測は、A(一)①・(ニ)①②③が、常陸在任中の製作なる
べき(ニ)群や、それ以前の作と見るべき(ハ)群の前に排されていること
を領解させるものであるし、詠まれている土地が常陸以外にも武藏
・上総・下総・駿河等の範囲にひろがっていることもあり、相俟つ
て十分成り立つ可能性があるよう思う。その東国巡行がA(一)の製作
（後述するが天平六年三月か）よりも以前であろうとの推定も
付け加えることが出来る。

さてここで、いま一つの疑問が生じるであろう。A(一)②（詠水江
浦島子）及び③（見河内大橋独去娘子歌）の二首は大和居住中の製
作と見られるが、それが東国に於ての製作と見られるA(一)①と(ニ)①

②③との間に置かれているのはおかしいではないか。虫麻呂集の排列が製作の時間的順序によつていい証拠ではないか。

たしかに此の、A(イ)①（東国での製作らしい）——②③（大和居住中の製作らしい）——A(ウ)①②③（東国での製作らしい）という排列は製作の時間的順序を示していないと見受けられるのであるが、これには次のような理由が考えられると思う。

A(イ)①と②とは共に、伝説をモチーフとする作品であり、③もまた「説話的色彩に富ん」だ歌（久松潛『万葉集』）と言え、かつ「娘子①——浦島子②——娘子③」の類同もあり、この三首一群

は類集的なまとまりを示しているのである。（ちょうど、挽歌部での「詠勝鹿真間娘子歌」（C①）と「見菟原処女墓歌」（C②）とが、同じく伝説をモチーフとし、かつ「娘子」「処女」の類同もある一群であるように）。一方、A(ウ)の三首は、共に地名を題詞に持ち、風土的素材によるものとして、かつまた虫麻呂には珍しい独立の短歌

・旋頭歌の一群（この他に独立の短歌は巻八に一首あるのみ）として、素材的・歌体的に異色の一まとまりなのである。かように、A(イ)群と(ウ)群との間には、モチーフ的・素材的・歌体的な差異が著しいのであって、それらのまとまりには恐らく類集の意識が働いているのである。決して無秩序に排列したものではないと見える。挽歌部で、①（勝鹿真間娘子）と②（菟原処女）とを一群としたように、

ここもまた、伝説的説話的作品三首を類集したのである。この類集の結果、A(イ)②③（大和居住中の製作らしいもの）が、A(ウ)①（東国での製作らしいもの）とA(ウ)三首（同上）との間に割り込むことになつたのであり、従つて此の部分の排列が製作の時間的順序を示していないことをもつて、虫麻呂集歌の排列順が一般に無秩序に

乱れないと見ることは出来ないものと思われる。

そうして、此の部分の類集が虫麻呂自身の手によるものとすれば、虫麻呂はA(ウ)群で製作順の排列をしていくように、此の類集の際にも類集したグループ（イ及びウ）の内部では、製作順による排列をしていくと見てよいよう思う。また、卷九編者によつてなされた類集であつたとすれば、卷九編者は編纂資料たる虫麻呂集での作品の排列の先後関係を尊重して、類集したグループの内部もそれに従つたと考えて良いだろう。即ち、A(イ)群・A(ウ)群のそれぞれの内部での①②③の排列順は製作の時間的順序を示していると見ることが出来ると思う。

さて、次にB・Cについて見よう。Bは一首のみであるからとりあげられない。ただその歌（鹿島郡苅野橋別大伴卿歌）常陸國在任中の作であることはA(ウ)①（檢税使大伴卿登筑波山時歌）との関係から確かである。

最後にCグループは、①（勝鹿真間娘子）が常陸國在任中の作と見れば（菟原処女）は常陸より帰京後の作と見られるし、①が前述のようにA(イ)①・A(ウ)等と同様に私の想像した東国巡回時の作であるとすれば、②はまたそれより帰京後の作と考えられよう。以上のような次第で、二三の推定を加えることによつて、卷九に収められている虫麻呂集の歌の排列は、その製作年代の時間的先后が、全く無秩序に乱れていると見る必要はなくなつた。虫麻呂の、閱歴に關する何らかの先入主から、排列順を疑うのは推理の手順が、逆なのであって、排列順の方から虫麻呂の閱歴も推定されてくるのが、事実探求の正当な順序であろうと思われるるのである。

それでは次に、これらの作品の製作年次について、更に狭く限定

できないかどうか、検討して見よう。

「春三月諸卿大夫等下難波時歌」(Aヘ①②)について全註釈に

一七四九の歌にある君がみゆきは、天皇の行幸と解せられ、その下検分乃至準備の為の旅行とすれば、當時三月頃の行幸としては天平六年三月十日、聖武天皇の難波の宮への行幸があり、

その年のことであるかも知れない。

と述べられて居り、澤鷗博士注釈もそれを当れりとして居られる。

難波宮は、統紀天平四年三月己巳条に知造難波宮事であった宇合ら

以下に賜物の記事があるが、同年九月乙巳条に石川朝臣枚夫を遣難

波宮長官と為す記事が見え、四年当時尚完成はしていなくて、遅く

とも天平六年三月の初の行幸の直前には一応の完成を見たものであ

ろう。此の度の行幸は、統紀天平六年三月辛未条・丙子条・丁丑条

・戊寅条・庚辰条・四月甲午条に連記事が見え、また万葉集卷六

に「春三月辛子難波宮」之時歌六首」(九九七一—〇〇二)として

従駕の船王・守部王・山部赤人・安倍豐繼らの「遊覽住吉浜」の

六首が収められている。即ち、三月十日より十九日に至る行幸であ

つて、その間、住吉浜に遊覧し、応詔の歌も作られ、帰路河内竹原

井に一泊したことでも知られる。虫麻呂らのあわただしい難波下りは、

この行幸の為の下検分乃至準備であろうという全註釈の推定に従いたい。行幸時もまた虫麻呂は従駕したのである。

ここで想像を加えるならば、虫麻呂の「詠水江浦島子」の歌は、

右の「遊覽住吉浜」の際に作られたものではないかとも思う。

卷六の六首と同時に作られたものと見れば、その九九八番の

眉の如雲居にみゆる阿波の山かけてこぐ舟泊りしらずも(船王)

と、虫麻呂歌

春の日の霞める時に墨江の岸に出で居て釣船のとをらふ見れば……

という情景とが似て居ないではない。どちらも春の一日の住吉浜での作であること一致する。

また、「見河内大橋独去娘子歌」も此の行幸の帰路、河内竹原井に宿った際などの作ではないだろうか。住吉浜遊覧六首中の赤人の歌(一〇〇一)

大夫はみかりに立たし少女らは赤裳すそ引く清き浜びを
と虫麻呂歌

…紅の赤裳すそ引き山藍もぢ摺れる衣着て…

とが類似の句を持つてゐるという事もある。このフィクシヨナルな歌の、河内大橋を歩む可憐の少女のモデルが、実は賤しい鄙乙女ではなくて、従駕の采女の美しい赤裳姿であったのではないかと思うのであるが、どうであろうか。

かくて、Aヘ①②③が、天平六年三月の行幸の作という説に従えば、虫麻呂集の排列順を重視する考え方の下に、A(2)群の製作年次は——従つてまた虫麻呂の常陸在任の時期は——天平六年三月より以後と考えて然るべきであろう。

こう考へることによつて、無理なく領解出来ることが他に出てく

る。卷八・一四九七番に虫麻呂の歌

惜不登筑波山歌

筑波嶺に吾が行けりせば 霽公鳥 山彦とよめ 鳴かましや

それ

(筑波嶺に自分が行つてゐたならば、霽公鳥が山の木魂の反

響をさせるやうに鳴くであらうか。その鳥は。——澤瀉博士

(注釈)

という歌があり、この歌、諸注多くが考へてゐるよう、筑波山に登つてきた人の報告を聞いての作で、自分も同行して登らなかつたことを残念に思う歌であるように題詞や内容からして思われる。そうだとすると、どうも虫麻呂常陸在住中の作らしく考へられる。

そして此の歌、神龜五年の歌（一四七二—三）や天平三年夏以後と見るべき歌（一四七四）よりも後に排されているという事が注意されるのである。卷八の作品の排列が年代順によつてゐるものである。

こと、諸家の指摘する通りである。此の歌のみ例外と見るべき徵（注二）は何もない。従つて此の歌の製作年次は、天平三年をさかのばらないと見るのが良い。すなわち、虫麻呂常陸在住中の作らしい此の歌が、天平三年をさかのばらないものということになり、先述推定と矛盾しないのである。

さらに矛盾なく領解出来ることがいま一つある。Bの前の二首は「藤井連遷任上京時」の娘子と藤井連との贈答歌で、藤井連は大成とも広成とも言われてゐるが恐らく大成であり、彼は天平六年には尚筑後守であったから、その遷任は天平六年以後といふのである。（注四）

となる。だとすれば、その遷任の時の贈答歌の後に排された、虫麻呂常陸在任中の作なるべきB（鹿島郡苅野橋別大伴卿歌）は天平六年をさかのばらないものと見るべく、すなわち先述推定と矛盾しないのである。

そこで次に、「檢稅使大伴卿登筑波山時歌」（A（イ）①）が問題になつてくる。從來この歌が養老三年前後のもので、大伴卿は大伴旅人であろうという想像説があつたことは既に述べた。

しかしながら、養老三年前後に檢稅使派遣の事が有り、また旅人が檢稅使に任せられたということを確かめるものは何も見出されていない。ただ虫麻呂の常陸国在任を養老三年前後と想像した上で、當時としては旅人位が檢稅使になりそうだ、とうに過ぎぬ。澤瀉博士注釈にもあるように、続紀の任命記事に於ける限り、檢稅使は五位の人々であり、靈龜元年從四位上となり養老三年當時は正四位下である旅人を擬するのは不安が残るということもある。（同じことなら道足を擬した方が安心である。）

一方、先に引いたように、土屋文明氏私注に、天平六年・七年の檢稅使派遣のたしかな史料をあげているのは注目すべきである。（注五）ただそこで、大伴卿を道足でないかとの推定があるがどうであろうか。當時道足はすでに正四位下であり參議・右大弁の重職にあり、その点私注も疑いをとどめている。大伴氏にして続紀記載の人物で、天平六七年の前後に記事見え生存確実にしてかつ五位の位にあつた者には、大伴宿禰牛養（正五位下）、大伴宿禰兄麻呂（從五位下）がある。後者は當時尾張守在任中と思われる所以、私は前者牛養を「檢稅使大伴卿」に擬したいと思う。

かようやく、虫麻呂の常陸在任中檢稅使大伴卿を案内して筑波山に登つたのが、私注の説に従つて天平六・七年のことと考えるならば、この前的作品（A（イ）①～③）が天平六年三月の作という推定と相俟つて、排列順序の上でも無理なく領解されるし、「鹿島郡苅野橋別大伴卿歌」（B）が天平六年以後の作と見るべき「藤井連遷任上京時」の歌の後に置かれていることもやはり理由があつたものと領解されるのである。

(1) 卷九に收められている虫麻呂歌集の作品の排列順は、虫麻呂の

閑歴や歌の製作年次を推定する手がかりとして、十分尊重することが出来るものである。虫麻呂の閑歴についての何らかの先入主からそれを疑うのは推理の手順が逆であると言えまい。

(2) 虫麻呂が常陸國に地方官として在住したのは、私注説に従つて天平六・七年以後の事と見るべく、大伴卿には牛養を擬する。

(3) 常陸赴任以前のある時期に、すでに一度は何らかの用命を帶びて東海道諸国巡行の旅をしたことがあつたようと思える。

(4) 虫麻呂の作品のおおよその製作年次を、次のように推定しておきたい。

六・九七一一	四年壬申藤原宇合卿遣	西海道節度使之時作歌	天平四年。（確定）
九・一七三八一九	詠上総末珠名娘子		
一七四四	見武藏小堀沼鴨歌		
一七四五	那賀郡曝井歌		
一七五六	手綱浜歌		
一八〇七一八	詠勝鹿真間娘子歌		
三・三九一二	詠不尽山歌		
九・一七四七一四	春三月諸卿大夫等下難波	時作歌二首	天平六年三月行幸時。
一七五一一二	難波経宿明日還来之時歌		
一七四〇一一	詠水江浦島子		未詳。あるいは同右
一七四三一三	見河内大橋独去娘子歌		
一七五三一四	檢稅使大伴卿登筑波山時歌		
一七八〇一一	鹿島郡菟野橋別大伴卿歌		

七五二六 詠霍公鳥

七五二八 登筑波山歌

天平六・七年以後
常陸國在任中。

九・一八〇九一十一 見兔原処女墓歌

未詳。
詠勝鹿真間娘子歌よりは後の作。

八・四毛 憐不登筑波山歌

(注二) 武田祐吉博士全註釈に、この歌の「墨江」を摂津のそれと

し、摂津地方に伝承された浦島伝説と考えられた。しかし、丹後國の竹野郡網野町と見る説が從来有力なのであつた。この地

名が網野町周辺に現存しないということも、網野説を妨げるものではない。たとえば、八木毅氏は、浦島伝説が海部の伝承で

あることを説きつつ「從來『墨江』を網野町とする論者も、こ

とにその地名の残らないのによつて疑問を存して来たやうであるが、網野神社が海部や日下部に關係があり、『住吉』の神を

主祭し、かつ『浦島子』をも祀つてゐるといふことは、この問題に最後的な解決資料を提供してゐると言へる。」と論ぜられ

た（浦島伝説、海部・高橋連）。摂津の住吉も住吉の神あつてのその地名なのであるから、往時網野に此の地名が存しなかつたとは断言できないわけである。群書類從所収「浦島子伝」

（虫磨作歌）『語文』16輯。浦島子伝等に「故郷澄江浦」等と見えていることもあるのである。従つて、丹後・摂津両説のいずれとも私自身は決しかねているのであるけれども、ただ、事実がそのいづれであろうとも、八木毅氏も澤瀉博士も説かれている通り、此の歌は伝説の忠実な報告ではなくして虫麻呂の「創作」なのであるから、

摂津の住吉浜に立つてしかも此の歌を詠することが、フィクション好きの虫麻呂にとって大いに有り得そうな製作事情であると言ふことである。その点、澤瀉博士注釈に「作者は住吉の岸（筆者注・摂津）に立つて、書物で読んだ浦島伝説を思ひ出し、ここを舞台にして作者の浦島伝説を『創作』したのである。」と説かれたことに興味と共感を覚えるのである。

（注二）土屋文明氏「万葉集卷第八年代考」（『日本文学論纂』所収）に、製作年次の新古前後した疑いあるものを示されているが、いずれも疑いにとどまっている。即ち、その一「一四四一・六・八」については氏も言われるように家持の作歌歴に「天平五年以前の作二三を加ふる」ものたるべく、その二「一六五六・七」を禁酒の詔の出た天平宝字二年以後の作かとされるのは、追記に武田祐吉博士の御指摘ある如く統紀天平九年五月壬辰条の詔も無いではなく、その三「山部王」（一五一六）の何人なるかについては今日でも未だ決定されていないところである。また、武智雅一氏が、一四九七番を挙げて卷八の年代排列不正確の例とされた（『卷八論一春陽堂』六）のは、虫麻呂の常陸在住を宇合と同時期と仮定した上で御発言なのであった。

（注三）藤井連遷任上京時娘子贈歌一首

明日よりは吾れは恋ひむな名欲山石ふみならし君が越えいなば

藤井連和歌一首

命をしまさきくもがも名欲山石ふみならしまたまたも来む右の名欲山が豊後國直人郡の山らしいので、筑後守大成とすれば上京の道に当らないとか、色々言われているが、筑後守大成

が豐後國に通う娘子の家があつたとしても不思議ではあるまいと思う。尚、私注に「大成とすれば其の遷任は天平三年以後である。」とあるが、天平六年の作と思われる六・一〇〇三番題詞に「筑後守外從五位下葛井連大成云々」とあり、その頃まで筑後守であつたこと、注釈（卷第四・二五八頁）に指摘される通りであり、その遷任は天平六年以後と思われる。

（注五）統紀、宝亀七年正月戊申条、七月庚子条参照。

（注六）延暦交替式（国史大系26卷）に「天平六年七道檢稅使算計法」を七道について載す。天平九年長門國正稅帳（竹内理三氏編『寧樂遺文』上巻所収）に「天平七年檢稅使檢校齋穀壹拾壹解伍斗弐升伍合云々」等とある。

（注七）大伴宿禰牛養。統紀初見は和銅二年正月丙寅条で「授從五位下」。養老四年正月甲子條「授正五位下」。天平九年九月己亥条「授正五位上」。その他の記事あり、正三位中納言にまですすみ、天平勝宝元年閏五月壬戌条に薨伝あり。万葉集卷十七・三九二六番左に天平十八年正月の雪の宴での応詔歌を漏失し記録に洩れた由注されている。